

(案)

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条中 「榛原区下井足」を「榛原下井足」に、改める。

附 則
この規約は、平成23年4月1日から施行する。

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会を設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(名称)

第2条 この会の名称は、宇陀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3宇陀市役所内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 連携計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に関すること。
- (3) 宇陀市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (4) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第5条 協議会は、別に定める委員をもって組織する。

2 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

3 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

4 前条各号に掲げる事項についての調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

5 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 前項の役員は、委員の中から協議会の会議（以下「会議」という。）

において互選により選任する。

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監査員は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、委員任期とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

(報酬)

第11条 委員及び役員報酬は、これを支給しない。

(会議運営)

第12条 協議会の会議は、次のとおりとする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議議長は、会長が指名する。

4 会議は、毎年1回以上開催する。

5 会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

6 会議は原則として公開とする。

(会議議決方法等)

第13条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

2 会議議事は、第15条に規定するものを除き、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議権能)

第14条 会議は、この規約において定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。

(2) 事業報告及び収支決算に関する事。

(3) 協議会規約の制定及び改廃に関する事。

(4) 第4条各号に関する事。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、会議において、出席委員の3分の2以上による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 委員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あら

はじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第13条第1項及び第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。
(協議結果の尊重義務)

第17条 会議で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。
(議事録)

第18条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第16条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(事務局)

第19条 会議の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

(業務の執行)

第20条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務局規程

(2) 財務規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 協議会は、第3条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

(1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 委員等の氏名及び住所を記載した書類等

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿等

(4) 会議の議事録

(5) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿等

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第23条 協議会の業務に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査等)

第24条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の20日前までに監査員に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 監査員は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。

(報告)

第25条 会長は、次の各号に掲げる書類を、宇陀市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第26条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年2月26日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度については、第22条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。